

## 2. 個別事業の内容について

### (1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率
公2	自然エネルギーの普及啓発を目的とし、地方公共団体の太陽光発電設備や小中学校の環境教育用発電設備など、不特定多数の者が触れられる自然エネルギー設備設置費用への助成(応募)事業	0.6%

#### [1] 事業の概要について(注1)

<p>(1) 趣旨(目的) 自然エネルギー発電の普及促進により、自然環境保護を図り、もって地域社会の健全な発展に寄与することを目指す。</p> <p>(2) 事業 【助成内容】 一定の要件を満たす以下の施設に対し、設備設置費用の一部を助成する。 1) 地方公共団体が自ら設置する太陽光発電設備 2) 地方公共団体等の公益団体(学校法人を含む)が、自ら小学校又は中学校に設置する自然エネルギー発電設備(「太陽光発電」「ハイブリッド型発電(太陽光+小型風力)」等の環境教育用発電設備) 【応募方法】 毎年1回、自治体への郵送案内及びホームページへの掲載により公募する。 【選考方法】 有識者で構成されるグリーン電力基金運営委員会に諮り、選考基準及び助成枠に則り助成先及び助成金額を決定する。</p> <p>(3) 財源等 中部5県(愛知・岐阜・三重・静岡・長野)の市民等からの寄付金及び地域電力会社からの寄付金(マッチングギフト)により「助成積立資産」を組成し、その資金及び運用益並びに賛助会費を財源とする。</p> <p>(4) その他 本事業は、2011年10月をもって寄付金の受け入れを終了し、助成金支払いについては、2012年度で終了した。2013年7月に最後の「中部グリーンレポート2013」を発行し、これまで行ってきた助成事業について総括した。そして、内閣総理大臣より2014年4月25日付で本事業の廃止認定を受け、2013年度をもって本事業は終了した。</p>
---

#### [2] 事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	第4条第1項3号
事業の種類(別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
16	本事業は、自然エネルギー発電の普及・促進に寄与することを目的として、広く市民及び企業の協力や助成応募を呼び掛けて実施しているものであり、「地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業」に該当すると考える。
(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注2)。)	
<p>チェックポイント事業区分 (下欄 ボタンをクリックして、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその下に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)</p>	<p>チェックポイントに該当する旨の説明 (左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するようどのように事業を行うのかがわかるように記載してください。)</p>
(13) 助成(応募型)	
<p>区分ごとのチェックポイント</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当該助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</li> <li>2. 応募の機会が、一般に開かれているか。</li> <li>3. 助成の選考が公正に行われることになっているか。(例: 個別選考に当たって直接の利害関係者の排除)</li> <li>4. 専門家など選考に適切な者が関与しているか。</li> <li>5. 助成した対象者、内容等を公表しているか。(個人名又は団体名の公表に支障がある場合、個人名又は団体</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地方公共団体の太陽光発電設備や、学校の環境教育で使用する自然エネルギー発電設備といった、不特定多数の者が利用する設備を助成対象とし、その旨を募集要項に明記している。</li> <li>2. 対象となる中部5県(愛知、岐阜、三重、静岡、長野)の教育委員会・自治体へ募集要項を郵送するとともに、ホームページ上でも募集要項を掲載している。</li> <li>3. 有識者により運営委員会を設置して選考を行っており、選考者に自治体や小中学校関係者など直接の利害関</li> </ol>

名の公表は除く。) 6. (研究や事業の成果があるような助成の場合、) 助成対象者から、成果についての報告を得ているか。	係者は含まれていない。 4. 産学官の有識者から構成される運営委員会で助成対象設備を選考している。 5. 助成対象者、対象設備及び助成額等について、財団ホームページ上で公表するとともに、寄付者に対し印刷物により報告している。 6. 太陽光発電設備(普及用)は発電開始から4年間の発電状況、環境教育用発電設備は1年間の活用状況を報告するよう助成契約書に定め、報告を得ている。
	その他説明事項

〔3〕本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注3)

許認可等の名称	
根拠法令	
許認可等行政機関	

- 注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分分かるように記載してください。
- 注2 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。
- 注3 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。